

平成 29 年 9 月 定例会（第 329 回）  
10 月 4 日

経済労働委員長の報告

[今井光子議員 報告](#)

↑（クリックで今井光子議員 報告へ移動）

経済労働委員会の報告

平成29年 9月 定例会（第329回）

平成二十九年

第三百二十九回定例奈良県議会会議録 第六号

九月

平成二十九年十月四日（水曜日）午後一時四分開議

出席議員（四十三名）

一番 亀田忠彦	二番 池田慎久
三番 猪奥美里	四番 山中益敏
五番 川口延良	六番 松本宗弘
七番 中川 崇	八番 佐藤光紀
九番 川田 裕	一〇番 井岡正徳
一一番 田中惟允	一二番 藤野良次
一三番 森山賀文	一四番 大国正博
一五番 岡 史朗	一六番 西川 均
一七番 小林照代	一八番 清水 勉
一九番 松尾勇臣	二〇番 阪口 保
二一番 欠員	二二番 中野雅史
二三番 安井宏一	二四番 田尻 匠
二五番 奥山博康	二六番 荻田義雄
二七番 岩田国夫	二八番 乾 浩之
二九番 太田 敦	三〇番 宮本次郎
三一番 和田恵治	三二番 山本進章
三三番 国中憲治	三四番 米田忠則
三五番 出口武男	三六番 新谷紘一
三七番 粒谷友示	三八番 秋本登志嗣
三九番 小泉米造	四〇番 中村 昭
四一番 山村幸穂	<b>四二番 今井光子</b>
四三番 梶川虔二	四四番 川口正志

議事日程

- 一、追加議案の上程
- 一、知事提案理由説明
- 一、予算審査特別委員長報告
- 一、常任委員長報告

一、議第六十号から議第六十四号、議第六十六号、議第六十九号及び報第二十一号から報第二十八号、請願第五号並びに議会閉会中の審査事件の採決

- 一、人事委員会の委員の選任同意
- 一、臨時的な協議等の場の設置の件

-----  
○議長（岩田国夫） これより本日の会議を開きます。

-----  
○議長（岩田国夫） この際、お諮りします。

追加議案の上程と同採決、人事委員会の委員の選任同意及び臨時的な協議等の場の設置の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
○議長（岩田国夫） 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

-----  
○議長（岩田国夫） 次に、本日、知事から議案一件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

-----  
△財第百七号

平成二十九年十月四日

奈良県議会議長 岩田国夫様

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第六九号 平成二十九年奈良県一般会計補正予算（第二号）

以上のとおり提出します。

-----  
○議長（岩田国夫） 次に、議第六十九号を議題とします。

知事に追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

◎知事（荒井正吾） （登壇）ただいま提出しました議案について、その概要をご説明いたします。

議第六十九号、平成二十九年一般会計補正予算案は、衆議院議員選挙執行経費等について、国庫支出金を財源として、七億一千万円を追加計上するものです。

どうぞ慎重にご審議のうえ、よろしくご議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（岩田国夫） この際、お諮りします。

ただいま上程中の議第六十九号については、質疑を省略し、現在設置中の予算審査特別委員会に付託の上、調査並びに審査することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

△午後一時六分休憩

-----  
△午後一時五十三分再開

○議長（岩田国夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、議第六十号から議第六十四号、議第六十六号、議第六十九号及び報第二十一号から報第二十八号並びに請願第五号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――三十九番小泉米造議員。

◆三十九番（小泉米造）（登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る九月二十二日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち議第六十号「平成二十九年度奈良県一般会計補正予算（第一号）」について、議会の役割である審査・監視機能等の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事者出席のもと、鋭意調査並びに審査を行ったところであります。その経過と結果の概要について、申し述べることにいたします。

今回の補正予算案については、国の交付金等を活用し、各般の県政課題への取組をより一層推進するほか、緊急に措置を必要とする経費について追加計上されました。

その内容は、まず、都市部の大企業等に在籍する専門的知識を有するプロフェッショナル人材が県内で就業できるようマッチングを行い、地域経済を牽引する県内企業の成長を更に促進することとされました。

平成三十年三月開園予定の平城宮跡歴史公園について、その管理を指定管理者に委託することとされました。

奈良県立大学において、対話型少人数教育制度に対応するため、コモンズ棟の設計に取り組むこととされました。

歴史文化資源を活用した文化・芸術振興の拠点づくりに向け、（仮称）奈良県国際芸術家村の整備を推進するとともに、唐古・鍵遺跡史跡公園の整備や重要文化財旧奈良監獄の保存・活用等を支援することとされました。

生駒市西松ヶ丘の住宅地に隣接する砂防指定地において、無許可で盛土を行った違反行為者に代わり、盛土斜面安定化のための対策工事を実施し、住民の安全・安心を確保することとされました。

奥大和地域において、雇用を創出し、移住を推進するため、都市部の企業等を対象にサテライトオフィスの誘致を進め、南部地域・東部地域の振興を図ることとされました。

このほか、国交付金を活用し、地域医療介護総合確保基金の積み増しを行うとともに、奈良警察署跡地をホテル事業用地として売却した収入を地域・経済活性化基金に積み立てることとされました。

次に、繰越明許費については、(仮称)奈良県国際芸術家村の整備について、事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことにより、措置されるものです。

また、事業を円滑に進める観点等から、職員研修業務委託等について、債務負担行為を設定されました。

次に、採決の結果を申し上げます。

日本維新の会委員から、議第六十号については、(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業について、事業用地が奈良盆地東縁断層帯に近接しており、直下型地震が発生した場合に人的被害が想定される場所に巨費を投じるべきではなく、奈良県南部・東部地域における地域振興、観光振興対策を柱とした観点から、他の候補地を選定すべきである等の理由から、反対であるとの意見の開陳があり、また他の委員からも反対意見がありましたことから、起立採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、本日、調査並びに審査のため付託を受けました追加議案、すなわち議第六十九号「平成二十九年度奈良県一般会計補正予算(第二号)」については、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望、意見の開陳がありましたが、理事者の答弁により概ね了承されました事項については、本報告で申し上げることを省略することとし、なお、次に列挙する事項については、この実現を強く要望するものであります。

- 一 大和民俗公園内の未利用地及び民俗博物館の古民家については、有効な利活用の方策を検討されたいこと。
- 一 こども食堂は、子どもが地域で安心して過ごすことができる居場所であることから、市町村と連携し、その充実に努められたいこと。
- 一 県内全域でのスポーツ振興に繋がるよう、中長期的な視点でのスポーツ施設の充実についての検討を含め、奈良県スポーツ推進計画の見直しに取り組みされるとともに、新たなスポーツにも県として注目して、関与されたいこと。
- 一 スイスを参考とした新たな森林管理の体制づくりについて検討を深め、県内への周知に努められたいこと。
- 一 観光振興も含めた利用促進を図るため、京奈和自転車道については、快適性や安全性の向上に努められたいこと。

一 平城宮跡内の近鉄奈良線の移設については、奈良市、近鉄など関係機関との協議を円滑に進められたいこと。

一 医療的ケアを必要とする児童・生徒について、小・中学校の特別支援学級での就学を希望される場合は、受け入れに努められたいこと。

以上、要望するものであり、これをもって予算審査特別委員会の報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、所管の常任委員会に付託しました各議案及び去る六月定例会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。一一三十二番山本進章議員。

◆三十二番（山本進章） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る九月二十二日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、九月二十五日に委員会を開催し、付託されました議案四件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第六十一号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、報第二十一号、報第二十四号及び報第二十八号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一二十五番奥山博康議員。

◆二十五番（奥山博康） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る九月二十二日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、九月二十五日に委員会を開催し、付託されました議案六件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第六十二号につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、報第二十二号、報第二十三号、報第二十五号、報第二十六号及び報第二十八号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきましては、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る九月二十二日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、九月二十六日に委員会を開催し、付託されました議案一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、報第二十八号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一二十八番乾浩之議員。

◆二十八番（乾浩之） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る九月二十二日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、九月二十六日に委員会を開催し、付託されました議案六件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第六十三号につきましては、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。また、議第六十一号中・当委員会所管分、議第六十四号、議第六十六号及び報第二十七号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、報第二十八号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――四十番中村昭議員。

◆四十番（中村昭） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

先の定例会より継続審査とされておりました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、九月二十六日に委員会を開催し、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第五号「県立高等学校への空調設備設置に関する請願書」につきましては、全会一致をもちまして継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、二十九番太田敦議員に発言を許します。――二十九番太田敦議員。

◆二十九番（太田敦） （登壇）日本共産党を代表して討論を行います。

奈良県一般会計補正予算（第一号）ですが、（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業八億八千六百二十四万七千円が計上されています。整備基本計画の中で示されているように、奈良の文化財修復技術の継承を進めることは大事なことだと思います。しかし、芸術家村ということですが、文化財の修復、展示棟や伝統工芸施設のほかに、道の駅、農村交流施設、サイクルステーションなどを併設、さらには、民設民営で公募するというホテルまで計画されています。県民からは、にぎわいをつくるための複合施設としての整備だと受けとめられており、なぜこれが芸術家村なのかわからないとの感想も寄せられております。

年間利用者数予測約五十五万人、年間の経済波及効果約十八億六千万円が示されましたが、立地場所は交通の便がよいとは言えず、事業ごとに見ても採算がとれるのか疑問です。



県内には、板金、屋根、金具、左官、彩色、畳、建具、石といった分野で文化財の修復が行われていますが、どの分野においても後継者が不足して困っているとお聞きいたしました。しかし、この全てが国際芸術家村に拠点を設けることができるとは決まっておられません。概算事業費約九十五億円という巨額を投じるなら、まず、切実な課題となっております。また、県内の現場で文化財の修復を行っている人材の確保をもっと充実させるべきです。また、全体の事業費を圧縮する意味でも、ホテル建設など、複合施設としての大がかりな施設整備は必要ないと考えます。

以上のことから、奈良県一般会計補正予算（第一号）は反対です。

次に、議第六十三号、奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例です。

これは、国の都市公園法の一部が改正されることによりまず遵法改正でございます。都市公園内において、保育所などの社会福祉施設の設置を可能にするとともに、公園内で、カフェ、レストラン、コンビニなどの収益施設の設置と同時に、その周辺の公園の整備などを一体的に行う民間事業者を公募し、選定する制度が創設されるということでございます。都市公園の中にこれらの集客施設を設置する場合、公園の利用者や地域住民などの理解を基本的な精神として考慮する必要があります。

奈良県では、二〇一二年二月に策定された奈良公園基本戦略に基づいて、多くの住民の再検討を求める声に立ちどまることなく、世界に誇る名勝奈良公園内の吉城園周辺地区と高畑町裁判所跡地に高級ホテルやレストランなどを設置・建設する計画を進めております。

奈良公園は、一九二二年に国の名勝に指定され、その魅力を維持するために、古都保存法や奈良市風致地区条例など、幾重にも規制の網をかけ、行政はこの規制を守り、住民や地元商店もそれを受け入れ、奈良公園は寺社と自然が一体となった景観と環境を保全してまいりました。奈良公園は、県民のかけがえのない財産として、地元住民をはじめとする県民が守ってきた、誰もが利用できる公共の空間です。隣接する住民に事業内容について全く説明がないのはなぜかという意見や、事業そのものについても、文化庁や奈良市の許可をもらう前に住民の意見をまず聞くべきではないかという意見など、地元に対する説明や事業計画についても疑問が残され、納得のいく説明にはなっていない状況が多数見受けられました。現状変更については、行政だけで決めるのではなく、地元住民をはじめ、広く県民の意見を聞いて合意と協働を大切にして進めていかなければなりません。

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例は、地元住民をはじめ、広く県民の意見を聞くための協議会の立ち上げの設置義務を明記するなど、公園の利用者や地域住民などの理解を求める仕組みをつくるべきですが、この条例にはその点が確認できないことから、認めることができません。

以上の理由により、議第六十三号、奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例については反対をいたします。

残余の議案については賛成をいたします。

討論は以上です。ご清聴ありがとうございました。

○議長（岩田国夫） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議第六十号について、起立により採決します。

議第六十号については、予算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

次に、議第六十三号について、起立により採決します。

議第六十三号について、建設委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第六十三号については、建設委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

議第六十一号、議第六十二号、議第六十四号、議第六十六号、議第六十九号、報第二十一号から報第二十八号及び請願第五号並びに議会閉会中の審査事件については、予算審査特別委員長及び各常任委員長報告どおりに、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおり決しました。

-----  
○議長（岩田国夫） 次に、議第六十八号を議題とします。

議案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

議第六十八号「人事委員会の委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

-----  
○議長（岩田国夫） 次に、「臨時的な協議等の場の設置の件」を議題とします。

お諮りします。

本件は、お手元に配付いたしておりますとおり、地方自治法第百条第十二項及び奈良県議会会議規則第九十四条第二項の規定により、協議または検討が終了するまでの間、奈良県議会議員定数等検討委員会を設置したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
△臨時的な協議等の場の設置の件

- 一 名称 奈良県議会議員定数等検討委員会
- 二 目的 奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数について協議又は調整を行うこと。
- 三 構成員 議会運営委員会委員長及び会派から選出された議員。なお、会派から選出する議員の数は、議長が協議により定める。
- 四 招集権者 委員長

-----  
○議長（岩田国夫） 十四番大国正博議員。

◆十四番（大国正博） 決算審査特別委員会開催のため、明、十月五日から十月十九日まで本会議を開かず、十月二十日会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○議長（岩田国夫） お諮りします。

十四番大国正博議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

それでは、さように決し、次回、十月二十日の日程は、決算審査特別委員長報告と同採決とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後二時二十三分散会